

千葉市新港学校給食センター維持管理運営長期包括事業

実施方針に関する質問への回答

令和6年3月27日

千葉市

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問内容	回答
1	4	2	1	(5)	ウ	(ウ) g 修繕業務	大規模修繕は市の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	4	2	1	(5)	ウ	(ウ) g 修繕業務	予防保全の観点より、予防修繕・更新については市の負担としていただけますでしょうか。事業者の負担となる場合においては、適切な価格設定をお願いいたします。	予防修繕・更新は、事業者の業務範囲となります。
3	4	2	1	(5)	エ	事業者の収入	事業者の収入には、SPC諸経費（SPC設立費用、SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等）も含まれるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	13	5	2	(1)		委託料	委託料として支払われるサービス対価については四半期毎の支払いとしていただけますでしょうか。	委託料の支払期は、半期毎とする予定です。
5	15	7	2	(1)		SPCの設立	設立するSPCの住所は、本施設の住所で登録してもよろしいでしょうか。	本施設の住所をSPCの登記に使用することは可としますが、使用に当たっては行政財産の目的外使用許可を要します。なお、使用料については、申請により減免します。
6	15	7	2	(1)		SPCの設立	当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	No.5の回答を参照してください。
7	15	7	3			契約の締結	事業契約書について、契約保証は保証金の納付だけでなく、履行保証保険の付保もお認め頂けますようご検討をお願いいたします。	履行保証保険の付保による方法も可とします。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問内容	回答
8	15	7	3			契約の締結	事業契約書について、事業契約締結は令和7年2月下旬ですが、令和7年2月下旬から3月末までは1期事業が継続しており、2期事業の維持管理・運営業務は開始していないため、契約保証金の納付や履行保証保険の付保は維持管理・運営業務が開始される令和7年4月までに実施することをお認め頂けますようご検討をお願いいたします。	維持管理・運営業務期間の開始前となる引継等業務の期間においても委託料の支払を予定しており、事業者に一定の履行債務が生じますので、事業契約の締結時に契約保証金を納付を求めるものとします。なお、維持管理・運営業務が開始されるのは令和8年4月であり、契約締結後から令和8年3月末までが引継等業務期間となります。
9	19					別紙2 リスク 分担表	「※3 児童・生徒数の変動による需要の変動については、～」とありますが、事業期間内の児童・生徒数の推移予測の資料は今後公表されますでしょうか。	入札公告時に公表します。